北海道受動喫煙防止条例に係る主な事業

令和 2 年度実績

- 1 地域説明会等の開催
 - O 各道立保健所において、住民、事業者、市町村等を対象に開催。
 - ※地域の実状に応じ既存のイベント等を活用する等により受動喫煙単独実施に限らず開催

【開催実績】

(実施:24保健所、未実施:2保健所)

保健所名	回数								
岩見沢	1 回	岩内	1 回	渡島	1 回	留萌	1 回	帯広	21回
深川	1 回	室蘭	22回	八雲	3 回	稚内	3 回	釧路	6回
江別	1 回	苫小牧	1 回	江差	8 回	網走	2 回	根室	1 回
千歳	1 回	浦河	1 回	上川	2 回	北見	5 回	中標津	1 回
倶知安	3 回	静内	1 回	名寄	2 🛭	紋別	2 回	合計	91回

- ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、回数に地域差が生じている。
- 2 ポスター・リーフレット・禁煙ステッカーの配布
 - 〇 条例の普及啓発に係るポスター・リーフレットを作成し、関係機関・施設等に幅広く配布。
 - O 店内を禁煙としている飲食店及び喫茶店については、当該店舗の主たる出入口の見やすい 箇所に、その旨を記載した標識を掲示しなければならないことを条例第18条で規定。 このため、道において禁煙ステッカーを作成し、道内すべての飲食店等に配布。

発送数 (枚) 配布先 ポスター リーフレット 禁煙ステッカー 道立保健所 (所管市町村含む) 3, 287 31, 100 3,850 1,900 40 1,940 保健所設置市 14,066 関係団体・業種団体 216 病院 1,653 1,653 6,401 診療所(有床・無床・歯科) 6, 401 助産所 61 61 2, 322 薬局 2, 322 幼稚園、保育所、認可外保育施設、 認定こども園、小学校、中学校、義務教 4, 211 4, 211 育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、専修学校、各種学校 飲食店 · 喫茶店 44,940 44,940 45, 953 道本庁の各部・各課等 355 355 107,049 51,703 63, 486

3 ホームページ等による情報提供

道民等への受動喫煙防止対策等に係る情報提供を目的として、「ほっかいどう健康づくりツィッター」及び「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設。

区分	掲載内容	開設日	QRコード
	道民の健康づくりに役立 つ情報を発信	令和 2 年 4 月 1 日	
北海道受動喫煙防止ポータルサイト	健康増進法、北海道受動 喫煙防止条例の内容や受 動喫煙防止対策の取組等 を掲載	令和 2 年 6 月 1 日	

4「北海道のきれいな空気の施設登録事業」の推進

① 経緯

「健康増進法の一部を改正する法律」の全面施行(令和2年4月)及び「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」の開始(令和元年10月)に伴い、「おいしい空気の施設推進事業」(平成19年4月1日~令和2年3月31日)を廃止し、令和2年4月から「北海道のきれいな空気の施設登録事業」を開始した。

なお、登録施設数については、令和3年2月末において、おいしい空気の施設推進事業(令和2年3月末)よりも167施設増加している。

② 概要

多数の者が利用する施設における官民一体となった受動喫煙防止対策を推進するため、屋内禁煙に取り組む第二種施設について、登録した施設に対して、ステッカーを交付するとともに、道のホームページによる紹介などを通じて積極的に禁煙に取り組む施設であることを社会的に評価することにより、健康増進法において原則屋内禁煙とされている第二種施設の取組促進を図り、もって、道民の健康の増進に資することを目的とする

③ 「おいしい空気の施設推進事業」からの変更点

ア 改正健康増進法の全面施行により、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となり、喫煙する場合は分煙となることが定められたことから分煙施設は対象外とするとともに、旅客運送事業自動車の内部の場所は禁煙と定められたことからタクシー車両を対象外としたイ 禁煙の飲食店が対象となる「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」の開始により、飲食店を対象外とした

④ 対象施設·区分·種別

対象施設	番号	施設区分	具体的な施設種別
健康増進法第28条第6号に規定する第二	1	社会福祉施設等	社会福祉施設 等
種施設(飲食店及び喫茶店を除く)	2	体育施設・娯楽施設	体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、 野球場等のスポーツ施設、映画館、公園 等
	3	社会・文化施設	文化施設、市(町)民会館、公民館、美 術館 等
	4	小売業・サービス業等 店舗	百貨店、スーパー、ドラッグストア、理 ・美容室 等
	5	公共交通機関等	鉄軌道駅、バスターミナル、道の駅 等
	6	ホテル・旅館等の宿泊 施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション 等
	7	金融機関	銀行等
	8	事務所・会社等	一般企業等の事務所、一般企業等の施設 (工場等) 等
	9	官公庁等	国立施設、道立施設、市町村立施設 等
	10	公衆浴場・日帰り温泉	

※ 健康増進法第28条第5号に規定する第一種施設は除く

⑤ 登録施設数

事業名称	事業実施年	登録施設数	登録時点
おいしい空気の施設 推 進 事 業	平成19年4月 1日~ 令和 2年3月31日	785 (※飲食店を除く)	令和 2 年 3 月末
北海道のきれいな 空気の施設登録事業	令和 2年4月 1日~	9 7 1	令和3年3月末

令和 3 年度実施予定

- 〇 令和3年度においても、道立保健所単位で地域説明会等を開催するほか、新たに営業許可 を受けた飲食店等に対して禁煙ステッカー等を配布するなど、条例の普及啓発等を推進。
- 〇 新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する 学習の機会を確保するため、オンライン研修等に対応した健康教育資材(DVD)を作成し、 道及び市町村等が実施する健康教育等において活用する。